

○熊本県少年保護育成条例第 12 条の 3 に規定する処分の基準等に関する要項  
(平成 15 年 6 月 30 日告示第 700 号)

改正 平成 16 年 7 月 28 日告示第 800 号 平成 27 年 5 月 29 日告示第 520 号

熊本県少年保護育成条例第 12 条の 3 の規定に基づく処分の基準等に関する要項を次のように定める。

熊本県少年保護育成条例第 12 条の 3 に規定する処分の基準等に関する要項  
(趣旨)

第 1 条 この要項は、熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号。以下「条例」という。)第 12 条の 3 第 3 項から第 5 項までの規定による命令に関する手続及び不利益処分の基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書等の自動販売機 図書等又はがん具類等が収納された自動販売機をいう。
- (2) 販売業者 図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者をいう。
- (3) 収納物撤去命令 条例第 12 条の 3 第 3 項の規定により、販売業者に対し、条例に定める有害図書等又は有害がん具類等の撤去を命ずることをいう。
- (4) 営業停止命令 条例第 12 条の 3 第 4 項の規定により、販売業者に対し、期間を限って図書等の自動販売機の営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (5) 図書等の自動販売機撤去命令 条例第 12 条の 3 第 5 項の規定により、販売業者に対し、図書等の自動販売機の撤去を命ずることをいう。
- (6) 措置期限 販売業者が、収納物撤去命令及び図書等の自動販売機撤去命令を履行すべき期限をいう。
- (7) 処分理由 条例第 12 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に違反した行為をいう。

(弁明書の提出期限)

第 3 条 弁明の機会を付与する場合の熊本県行政手続条例第 27 条第 1 項に規定する弁明書の提出期限は、弁明の機会を通知した日の翌日から起算して 14 日を経過した日とする。ただし、提出期限が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。

2 弁明書の提出は、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課への到着をもって提出したものとする。

(口頭による弁明の機会の付与)

第 4 条 熊本県行政手続条例第 27 条第 1 項の規定により、口頭による弁明の機会の付与を行う場合の日時及び場所は次に掲げるとおりとする。

(1) 日時 前条第1項に規定する提出期限までのいずれかの日で行政庁が指定した日時

(2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号熊本県庁舎内の行政庁が指定した場所  
(口頭による弁明の方法)

第5条 口頭で弁明の機会を付与する場合には、弁明の内容を弁明録取書(別記第1号様式)に記載し、更に弁明の録取が必要なときは、弁明録取用紙(別記第2号様式)で補充を行い、弁明を行う販売業者(以下「弁明人」という。)の弁明を録取したうえ、これを弁明人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、弁明人に署名押印を求めるものとする。

2 前項において、弁明人が押印することができないときは、その理由を明らかにするものとする。

(処分理由の併合)

第6条 条例第12条の3第1項及び第2項の規定に違反した行為を併合して処分を行うときは、条例第12条の3第1項のみを処分理由とする。

(命令の措置期限)

第7条 条例第12条の3第3項及び第5項に規定する命令の措置期限は、命令があったことを知った日の翌日から起算して次の各号に掲げる日を経過した日とする。

(1) 収納物撤去命令 7日

(2) 図書等の自動販売機撤去命令 14日

(営業停止命令)

第8条 条例第12条の3第4項の規定により営業の停止を命ずる期間は30日とし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この期間を60日に加重し、又は15日に軽減することができる。

(1) 処分日数を加重する場合

ア 収納物撤去命令を発した日から起算して30日以内に、処分理由に当たる行為をしたとき。

イ 収納物撤去命令に違反したことにより処罰を受けた日から起算して30日以内、または同違反行為により処罰を受けないことが確定した日から起算して30日以内に、処分理由に当たる行為をしたとき。

ウ 図書等の自動販売機が設置された敷地内及びその敷地に隣接する場所に、図書等の自動販売機の収納物又は収納物に関連するものが放置された状態にあるとき。

(2) 処分日数を軽減する場合

収納物撤去命令を発するまでの間に、具体的な営業の改善措置を自主的に行っているとき。

(常習違反加算)

第9条 過去1年以内に図書等の自動販売機等の営業停止命令又は図書等の自動販売機撤去命令を受けたことがある販売業者が、処分理由に当たる行為をしたことにより自動販売機等の営業停止命令を行う場合は、その営業停止命令の期間を120日とする。

2 過去3年以内に2回以上、図書等の自動販売機等の営業停止命令又は図書等の自動販売機撤去命令を受けたことがある販売業者が、処分理由に当たる行為をしたことにより自動販売機等の営業停止命令を行う場合は、その営業停止命令の期間を180日とする。  
(営業停止命令の範囲)

第10条 営業停止命令の範囲は、原則として当該営業停止を受けた図書等の自動販売機の全部とする。ただし、図書等の自動販売機が、「二つ以上に分離した図書等の自動販売機であると見なされる」場合において、その一方の図書等の自動販売機にのみ処分理由が認められ、かつ図書等の自動販売機に陳列された標本などに卑わいな姿態等を撮影し、又は描写した写真若しくは図画で熊本県少年保護育成条例施行規則(昭和46年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)第4条に定めるものの掲載が認められないときは、図書等の自動販売機の一部についての営業停止命令を発することができる。  
(標章のはり付け)

第11条 規則第6条の3の規定による標章のはり付けは、条例第19条に規定する知事の指定する職員(以下「知事の指定する職員」という。)が行う。

2 前項の標章の大きさは、日本工業規格A列4とする。また標章の色彩は、斜めの帯及び枠は赤、営業停止の文字は青、その他の文字及び表は黒、地は白とする。  
(自動販売機収納違反の警告)

第12条 条例第12条の3第4項の規定による自動販売機による営業の停止を命ぜられた販売業者に、その命令の措置期限の日の翌日から起算して6月以内に再び処分理由が認められた場合は、知事は、当該販売業者に対して、自動販売機撤去命令に係る警告を発することができる。

2 前項の警告は、収納していることを確認した日からおおむね7日以内に、図書等の自動販売機収納違反警告書(別記第3号様式)を当該販売業者に送付して行うものとする。  
(更に反復して違反する行為をするおそれがあると認めるとき)

第13条 条例第12条の3第5項に規定する知事が更に反復して同条第1項又は第2項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときとは、第12条第2項の規定に基づく警告書の送付後、当該営業の停止を命ぜられた販売業者が、条例第12条の3第1項又は第2項の規定に違反したときとする。

(図書等の自動販売機撤去命令)

第14条 第12条の警告を発して14日を経過した日から、営業停止命令の措置期限の翌日から起算して6月を経過した日までの間に、当該警告に係る図書等の自動販売機に処分理由が認められたときは、図書等の自動販売機撤去命令を発するものとする。

(命令と処分理由との関係)

第 15 条 収納物撤去命令を発した後に、当該命令の処分理由に係る違反行為が継続している場合において、その継続している違反行為を処分の理由として新たな収納物撤去命令又は営業停止命令を発することはできない。

2 営業停止命令を発した後に、当該命令の処分理由にかかる違反行為が継続している場合において、継続している違反行為を理由として新たな命令を発することはできない。

3 命令の期限までに、当該命令の処分理由にかかる行為とは異なる処分理由を認めた場合において、この違反した行為を理由に新たな命令を発することはできない。

(調査)

第 16 条 知事の指定する職員は、販売業者、その代理人、又は公務員等の第三者の立会いを求め、命令の履行状況を確認するための調査を行い、知事に報告しなければならない。

(命令履行確認の通知)

第 17 条 知事は、命令が履行されたと認めるときは、命令の履行確認通知書(別記第 4 号様式)により当該命令を受けた販売業者に通知しなければならない。

(処分簿冊の保管)

第 18 条 命令を発しようとするときは、措置命令執行簿(別記第 5 号様式)により販売業者に対する命令の経過を明確にしておかなければならない。

2 措置命令執行簿は、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課において保管する。

附 則

この要項は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 28 日告示第 800 号)

この要項は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 29 日告示第 520 号)

この要項は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 5 条関係)

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 5 条関係)

[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 12 条関係)

[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 17 条関係)

[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 18 条関係)

[別紙参照]





図書等の自動販売機収納違反警告書

第 号

住所  
氏名 様

熊本県少年保護育成条例第9条第4項に規定する有害図書等又は第10条第4項に規定する有害がん具類等が、次のとおり自動販売機に収納されていたので図書等の自動販売機販売業者に係る措置命令の執行等に関する要項第14条の規定により警告します。

年 月 日

熊本県知事 印

- 1 届出番号
- 2 自動販売機の設置場所
- 3 収納されていたことを確認した日時
- 4 違反の根拠条文
- 5 有害図書等又は有害がん具類等の種類及び書名、作品名、商品名等

6 警告の内容

この警告書があなたに到達した日の翌日から、年 月 日(営業停止の措置期限の日の翌日から6月を経過する日)までの間に、熊本県少年保護育成条例第12条の3第1項又は第2項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を上記自動販売機に収納したときは、同条例第12条の3第5項に規定する「更に反復して同条例第12条の3第1項又は第2項の規定に違反する行為をするおそれがあるとき」と認め、上記自動販売機の撤去を命じることがあります。

別記第4号様式(第17条関係)

措置命令の履行確認通知書

第 号

住所  
氏名 様

年 月 日付け 第 号で発した措置命令については、下記のとおり履行されたことを確認しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

- 1 届出番号
- 2 自動販売機の設置場所
- 3 有害図書等又は有害がん具類等の種類及び名称
- 4 措置命令の内容
- 5 措置命令の履行を確認した日  
年 月 日

別記第5号様式(第18条関係)

措置命令執行簿

年度別番号	年度 第 号	達番号	熊本県達第 号
販売業者			
届出番号			
自動販売機の設置場所			
違反日時	年 月 日	午前・午後	時 分 ころ
処分理由			
発出する命令	収納物撤去・営業停止・自販機撤去		
警告年月日	年 月 日	*自販機撤去命令のみ	
弁明機会通知	年 月 日	(提出期限 年 月 日)	
弁明の有無	有 ・ 無		
命令発出年月日	年 月 日	(措置期限 年 月 日)	
措置の内容	収納物撤去 ・ 営業停止( 日) ・ 自販機撤去		
命令の履行確認	年 月 日	(履行通知 年 月 日)	
命令の履行状況			
異議申立て 異議申立てへの措置	有 ・ 無		
備 考			